

おこなっています！

「耐震診断・設計・改修の補助」

平成7年度に起こった兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）で亡くなった方の95%以上が、建物の倒壊の影響で亡くなっています。つまり、建物に十分な耐震性があつたなら、多くの方が助かっていたということです。

南海地震は、震度5強以上の強い揺れが長時間（100秒程度）続くといわれています。震度6弱の揺れになると、人は立っていることも困難となり、揺れが治まるまで建物の外へ逃げ出すことはできません。一方、耐震性の低い建物は、震度6弱になると倒壊する建物が出始め、6強になるともっと多くの建物が倒壊します。次の南海地震から命を守るためには、地震災害を減災する対策が必要です。

黒潮町では、耐震診断・耐震設計・耐震改修に対し、補助制度を設けています。お問い合わせなどは左記までお願いします。

ご存じですか？

「被災建築物応急危険度判定」

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起すかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的

で、応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するものです。

■住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で、被害程度を認定するものです。また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で、被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するものです。

※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力をお願いします。



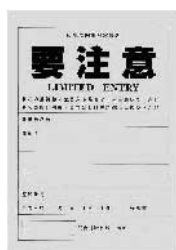
判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(緑)



この建物は使用可能です

(黄)



この建物は立ち入る場合は十分に注意してください

(赤)



この建物は立ち入ることは危険です